

令和 8 年度タイミーを活用した 1 日お仕事体験活用補助金公募要領

近江八幡商工会議所

1. 事業概要

原油価格や物価の高騰に直面する近江八幡市内の小規模事業者および中小企業等、または滋賀県内に事業所を有する近江八幡商工会議所会員の小規模事業者および中小企業等を対象とし、タイミーの活用を通じて生産性向上を図り、安定した雇用に繋げることを目的として、人件費の一部を補助します。

2. 補助金概要

補助上限：50,000 円

補 助 率：定額

対象経費：タイミーを活用し『1 日お仕事体験』と記載し、雇用した人件費(交通費含む)

※タイミーのシステム利用手数料 (30%および振込関連手数料 200 円) は対象外

3. 公募期間

- ・ 申請受付開始：2026 年 7 月 1 日(水)
- ・ 申請受付締切：2026 年 11 月 20 日(金)

4. 申請方法

専用フォームより電子申請のみ

5. 注意事項

- ・ 補助事業遂行の際には自己負担が必要となり、補助金は後払いです。
- ・ 建設業務・港湾業務・運送業務・タクシー運転手・警備業務など一部タイミーを利用できない業務がございます。
- ・ 面接・説明会のみの求人には使えません。(必ず仕事に従事する時間が必要です)

6. 補助対象者

本補助金の補助対象者は、(1)から(3)に掲げる要件をいずれも満たす近江八幡市内に事業所を有する小規模事業者・中小企業または滋賀県内に事業所を有する近江八幡商工会議所の会員である小規模事業者・中小企業等であることとします。

(1) 中小企業(小規模事業者含む)であること

業種分類	中小企業基本法の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 300 人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 50 人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が 5 千万円以下の会社又は 常時使用する従業員の数が 100 人以下の会社及び個人

補助対象となりうる者	補助対象とならない者
・会社および会社に準ずる営利法人 (株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社、企業組合・協業組合、士業法人(弁護士・税理士等)) ・個人事業主(商工業者であること) ・一定の要件を満たした特定非営利活動法人	・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人農業者 (個人の林業・水産業者についても同様) ・協同組合等の組合(企業組合・協業組合を除く) ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・申請時点で開業していない創業予定者 ・任意団体等

※特定非営利活動法人は、以下(ア)(イ)の要件を満たす場合に限り、補助対象者となり得ます。

なお、要件を満たす特定非営利活動法人の「常時使用する従業員の数」の適用業種は「その他」として、「製造業その他」の従業員基準(20人以下)を用います。

(ア)法人税法上の収益事業(法人税法施行令第5条に規定される34事業)を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は補助対象外です。

(イ)認定特定非営利活動法人でないこと。

(2)資本金又は出資金について

資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されていないこと
(法人のみ)

(3)課税所得について

確定している(申告済みの)直近過去3年分の「各年」又は「各事業年度」の課税所得の年平均額が15億円を超えていないこと

7. 補助対象事業の要件

- ・株式会社タイミーが運営するお仕事マッチングサービス「タイミーにて、『一日お仕事体験』と記載し、マッチングした有償での雇用であること。
- ・『一日お仕事体験』での雇用を通じて、以後本格的な雇用へと繋げる意欲があること。
(マッチングしたワーカーを雇用することを強要するものではありません。)
- ・補助対象ワーカーへの賃金額が社会通念上過大でないと判断されるもの。
- ・事業実施後、効果についてのアンケートにご協力いただくこと。

※以下に該当する場合は補助対象外となります

- ・申請する補助費用が他の助成制度(補助金、委託費等)と重複する場合
- ・採用の可能性がない場合(直接雇用はしないと決めている場合)
- ・事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるもの、公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの
例) マージャン店・パチンコ店・ゲームセンター店等、性風俗関連特殊営業等

8. 補助率等

補助上限 50,000 円 補助率定額(10/10)

支援件数 10 事業所程度

※審査により支援の諾否を決定。なお、予算に達し次第受付終了。

9. 補助対象経費

タイミーを活用し『1日お仕事体験』と記載し、雇用した人件費(交通費含む)

10. 申請手続

(1) 受付開始及び締切

- ・ 申請受付開始：2026 年 7 月 1 日(水)
 - ・ 申請受付締切：2026 年 11 月 20 日(金)
- ※先着順で採択を行い、予算上限に達し次第受付終了します

(2) 必要書類と申請の流れ

①必要書類を準備し専用フォームより申請

○必要書類

＜様式第 1 号＞申請書

＜様式第 1 号別紙 1＞補助事業計画書

様式は、HP よりダウンロードしてください。

【以下、非会員のみ】

◇法人(特定非営利活動法人を除く)の場合

- ・ 貸借対照表および損益計算書(直近 1 期分)

◇個人事業主の場合

- ・ 直近の確定申告書(第一表、第二表、収支内訳書(1・2 面)
または所得税青色申告決算書(1～4 面)または開業届

◇特定非営利活動法人の場合

- ・ 貸借対照表および活動計画書(直近 1 期分)・現在事項全部証明書
または履歴事項全部証明書・法人税確定申告書(直近 1 期分)

②申請内容を確認し、審査の上、交付決定通知をメールにてお送りします。

③交付決定通知書が届いてから事業実施を行ってください。

④事業実施後、タイミーへの支払いが証明できる振込明細や、請求書等の写しを添付の上、事業実施報告を行っていただきます。

11. 補助事業実施期間等

補助事業実施期間： 交付決定通知書交付日 から 2026 年 12 月 31 日（木）まで

補助事業実績報告書提出期限： 2027 年 1 月 25 日（月）

12. 補助金の支払方法

実績報告完了後、指定金融機関口座へ振込

《お問い合わせ先》

近江八幡商工会議所 電話：0748-33-4141

受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日除く）